

合併市に関する調査

記入月日：平成16年11月15日

基礎情報

都道府県・市名	島根県・益田市（ますだし）
合併期日	平成16年11月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	島根県益田市常盤町1番1号（旧益田市）
人口（合併直近の国調）	54,622人
面積	733.16km ²
議員定数	44人
関係市町村名	益田市、美都町、匹見町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	益田市	49,717	300.44	26	26.25
美都町	2,666	132.64	10	35.41	
匹見町	1,745	300.08	8	49.51	
合計	-	54,128	733.16	44	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算(9月補正)

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）			指定団体等の指定状況	財政力指数
		歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）		
益田市	19,153,036	4,838,354	4,609,442	低開発・山村	0.501	
美都町	2,856,000	392,288	1,124,718	過疎・山村	0.247	
匹見町	3,492,730	176,214	1,353,474	過疎・山村	0.111	
合計	-	25,501,766	5,406,856	7,087,634	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年2月28日	解散年月日：平成16年10月31日
内容	委員構成：3市町の長及び助役、3市町の議会の議長及び議員各2名、学識経験を有する者10名 協議事項：合併の方式、市の名称をはじめとする24の合併協定項目及びその中の各種事務事業について更に28項目に細分化して協議	
住民発議について	有・無 無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度～26年度	
基本計画の主要項目	未来にむけ一人ひとりが輝くまち～グリーンライン90（環状道路）の整備促進～ 「元気あふれる人づくり」「活気あるまちづくり」「多彩な交流・連携を生む道づくり」 産業の振興・企業誘致の推進 保健・医療・福祉の充実 都市基盤の整備 生活基盤の整備 教育文化の振興 コミュニティーの推進	
旧市町村庁舎の利活用	それぞれ総合支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 3年 9ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：35万5千円	
地域審議会の設置について	無（合併特例法に基づく審議会は無、自治法に基づく協議会を設置）	
内容	新市の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映するため、旧美都町、匹見町の区域ごとに地域協議会を設置する。委員：10人 任期：2年 所掌事務 ・新市建設計画の変更、執行状況等に関し、市長の諮問に応じて審議、答申する。 ・公共施設の設置及び管理運営、予算編成、予算執行その他必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べる。 ・地域独自の又は地域に利害関係のある事務事業や、総合支所ごとに執行する地域まちづくり予算に関し提言を行う。	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市民税、固定資産税の合併年度の不均一課税 軽自動車税の合併年度及びこれに続く3年度の不均一課税	
合併特例債発行限度額（億円）	130億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p>合併の方式：編入合併 合併の期日：平成16年11月1日 新市の名称：益田市 新市の事務所の位置：現在の益田市役所とする。 財産及び債務：3市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引継ぐものとする。(ただし、基金及び町有林については、別途協定) 議会議員の定数・任期 定数の取扱い：在任特例を適用し44人とする。 任期の取扱い：平成19年10月を目途とした益田市議会の意見を踏まえ、新市の議会において、在任期間の短縮について検討する。 報酬の取扱いについて：合併時、益田市の条例による。なお、新市において速やかに特別職報酬等審議会を開催し、新市の報酬のあり方について審議する。</p> <p>地域協議会の設置 現在の美都町、匹見町に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設置する。</p> <p>事務組織・機構 ・美都地域、匹見地域を担当する非常勤の特別職を、それぞれの地域に次のとおり設置する。 設置期間：10年間 任期：2年 職務：市長に対し政策に関する助言を行う。地域に関する政策に対し助言を行う。等々 ・現在の美都町役場及び匹見町役場は、総合支所とする。総合支所の業務は、地域振興、住民福祉、産業振興、公共施設等維持管理を基本とする。</p> <p>町、字の区域及び名称 益田市の町名は現行どおりとし、美都町及び匹見町の町名の付け方は、現在の町名に大字名を加えて大字を表記しない町名に変更する。</p> <p>電算システム 益田市の既存電算システムの有効活用を基本としながら、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮の中で、合併時に円滑な電算システムの統合を図るものとする。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的団体等の統合支援 ・補助金・交付金等の取扱い(見直し・調整) ・慣行の取扱い(市民憲章、市の花、市の木、市民歌等、新市で見直し制定するとしているもの) ・報酬の取扱い(議会議員、農業委員会委員、消防団員、生活相談員等、報酬審議会に諮るもの) ・各種事務事業の調整の内、合併後調整する、あるいは3年を目途に統合の方向で調整する等の確認がされているものの調整 ・市の施設の管理運営のあり方について